東京大学生産技術研究所長 殿

守　秘　義　務　誓　約　書

　　年　　月　　日

　本研究所での身分　 　　NExT研修員

所属

 氏名（自署）

このたび、貴研究所において社会人新能力構築支援教育プログラム（以下「プログラム」という）で研修するにあたり、下記の事項を遵守します。

記

1 貴研究所の規則、規程、指示等を遵守します。

2 貴研究所において研修する過程で知ることのできた秘密は、受入期間中であると受入期間終了後であるとを問わず、貴研究所外に漏洩しません。

3 貴研究所において得た研修成果等を公表するときは、貴研究所の規程等に従います。

4　　　プログラムにおいて公開とされた資料を除き、貴研究所に属するいかなる文書、記録媒体、資料等を、貴研究所による事前の承諾なしに貴研究所外に持ち出しません。

5 自己の故意又は過失によって発生した事故等により被った負傷等に対しては、補償等を請求しません。

6 本誓約書違反その他自己の故意又は重大な過失によって貴研究所に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

7 プログラムでの研修に関連した発明等の取扱に関して、東京大学発明等取扱規則および関連する貴大学と貴研究所の規則、細則等に従います。

8 プログラムでの研修に関連した発明等に関して、当該発明等に最も関連の深い貴研究所教職員が「代表届出者」として「発明等の届出書」を作成し、貴大学総長宛に提出することに同意します。

9 プログラムでの研修に関連した発明等および発明等取扱に関し、意見の不一致等が生じた場合、貴研究所長の裁定に従います。

10.1 本誓約書は、日本の法律に準拠する。

10.2 本誓約書に関する当事者間の将来のあらゆる紛争に関しては、日本の裁判所が管轄を有するものとする。

以上